

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が学校類型に追加されたことに伴い、次のとおり改正するものであります。

- (1) 放課後児童健全育成事業の支援対象として、義務教育学校前期課程に在学する児童を加えること。
- (2) 児童ホームに入室できる児童として、義務教育学校前期課程の第 1 学年から第 4 学年までに在学する児童を加えること。
- (3) 表丹沢野外活動センターの使用料を無料等とする対象として、義務教育学校に在学する者を加えること。

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年秦野市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。第18条において同じ。)」を加える。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。
(秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部改正)

第2条 秦野市放課後児童ホームに関する条例(平成23年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

第6条本文中「秦野市立の小学校以外の小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部改正)

第3条 秦野市表丹沢野外活動センター条例(平成18年秦野市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表備考3中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正</p>	
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。第18条において同じ。)</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの(本市が事業主体である場合の基準は、秦野市放課後児童ホームに関する条例(平成23年秦野市条例第19号)において定める。)について、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、その児童の自主性、創造性及び社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もってその児童の健全な育成に役立つことを目的として行われなければならない。</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、法令に基づく研修を修了したものでなければならない。</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの(本市が事業主体である場合の基準は、秦野市放課後児童ホームに関する条例(平成23年秦野市条例第19号)において定める。)について、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、その児童の自主性、創造性及び社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もってその児童の健全な育成に役立つことを目的として行われなければならない。</p> <p>2-5 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、法令に基づく研修を修了したものでなければならない。</p>

(1) - (3) (略)

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) - (9) (略)

4・5 (略)

(1) - (3) (略)

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) - (9) (略)

4・5 (略)

秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部改正

(児童ホームに入室できる児童)

第4条 児童ホームに入室できる児童は、本市に住所を有し、かつ、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の第1学年から第4学年までに在学している者のうち、次の各号のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、健全な育成のための措置を受けることができないと認められるものとする。

(1) - (3) (略)

(入室する児童ホーム)

第6条 児童が入室する児童ホームは、秦野市立の小学校に通学する児童にあつては、その児童が現に通学している小学校に開設されている児童ホーム、秦野市立の小学校以外の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)に通学する児童にあつては、その児童が現に住所を有する小学校区に開設されている児童ホ

(児童ホームに入室できる児童)

第4条 児童ホームに入室できる児童は、本市に住所を有し、かつ、小学校の第1学年から第4学年までに在学している者のうち、次の各号のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、健全な育成のための措置を受けることができないと認められるものとする。

(1) - (3) (略)

(入室する児童ホーム)

第6条 児童が入室する児童ホームは、秦野市立の小学校に通学する児童にあつては、その児童が現に通学している小学校に開設されている児童ホーム、秦野市立の小学校以外の小学校に通学する児童にあつては、その児童が現に住所を有する小学校区に開設されている児童ホームとする。ただし、市長は、施設の

ームとする。ただし、市長は、施設の収容能力、入室希望者の需要等を勘案して特に必要があると認めるときは、入室する児童ホームを変更することができる。

収容能力、入室希望者の需要等を勘案して特に必要があると認めるときは、入室する児童ホームを変更することができる。

秦野市表丹沢野外活動センター条例の一部改正

別表（第7条関係）

(略)

備考

1・2 (略)

3 小・中学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者）の1人当たりの使用料は、市内の者については無料とし、市外の者については市内の者の欄に定める額とする。

4・5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

(略)

備考

1・2 (略)

3 小・中学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者）の1人当たりの使用料は、市内の者については無料とし、市外の者については市内の者の欄に定める額とする。

4・5 (略)

秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正することについての概要

1 義務教育学校の設置

学校教育法の一部改正に伴い、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して実施する「義務教育学校」が学校類型に追加されました。

このことにより、本市の条例で改正が必要な事項を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例

ア 事業の支援対象者に義務教育学校の前期課程に就学している児童を追加するほか、開所時間等の規定に義務教育学校を追加します。

イ 放課後児童健全育成事業者が、同事業所ごとに置かなければならない放課後児童支援員となるための資格に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加します。

(2) 秦野市放課後児童ホームに関する条例

ア 本市の児童ホームに入室できる児童を、本市に住所を有し、かつ、小学校の第1学年から第4学年までに在学している者に加え、義務教育学校前期課程（小学校の第1学年から第6学年に相当）の第1学年から第4学年の児童を入室可能な児童として追加します。

イ 入室できる児童ホームについては、本市以外の義務教育学校に通学している児童が、本市の児童ホームに入室を希望した場合は、その児童が現に住所を有する小学校区に開設している児童ホームとします。

(3) 秦野市表丹沢野外活動センター条例

使用料を無料等とする対象に義務教育学校を追加します。

3 施行期日

公布の日